

令和5年11月通常会議
議案第153号

大津市空家等の適正管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

令和5年12月14日
都市計画部 住宅政策課

改正の経緯

空き家対策を総合的に強化することを目的に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、6か月以内に施行されることに伴い、当該改正により繰下げが生じた条を引用している大津市空家等の適正管理に関する条例について、規定の整備を行う。

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

改正条文の新旧対照

法令	改正前	改正後
大津市空家等の適正管理に関する条例	<p>(勧告に係る事前手続)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第14条第2項</u>又は前条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、その勧告を行おうとする者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>法第14条第2項</u>又は前条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(勧告に係る事前手続)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第22条第2項</u>又は前条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、その勧告を行おうとする者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>法第22条第2項</u>又は前条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。</p>
空家等対策の推進に関する特別措置法	<p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	<p>第五章 特定空家等に対する措置</p> <p>第22条</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p>

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

改正条文の新旧対照

法令	改正前	改正後
大津市空家等の適正管理に関する条例	<p>(公表及び標識の設置)</p> <p>第9条 市長は、<u>法第14条第2項</u>又は第7条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等又は特定法定外空家等に設置することができる。</p>	<p>(公表及び標識の設置)</p> <p>第9条 市長は、<u>法第22条第2項</u>又は第7条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等又は特定法定外空家等に設置することができる。</p>
空家等対策の推進に関する特別措置法	<p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	<p>第五章 特定空家等に対する措置</p> <p>第22条</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p>

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

改正条文の新旧対照

法令	改正前	改正後
大津市空家等の適正管理に関する条例	<p>(準用) 第11条 第8条第2項の規定は、<u>法第14条第3項</u>又は前条第1項の規定による命令を行おうとする場合について準用する。</p>	<p>(準用) 第11条 第8条第2項の規定は、<u>法第22条第3項</u>又は前条第1項の規定による命令を行おうとする場合について準用する。</p>
空家等対策の推進に関する特別措置法	<p>(特定空家等に対する措置) 第14条 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>第五章 特定空家等に対する措置 第22条 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

改正条文の新旧対照

法令	改正前	改正後
大津市空家等の適正管理に関する条例	<p>(大津市空家等対策協議会)</p> <p>第13条 法第7条第1項に規定する協議会として、大津市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p>	<p>(大津市空家等対策協議会)</p> <p>第13条 法第8条第1項に規定する協議会として、大津市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p>
空家等対策の推進に関する特別措置法	<p>(協議会)</p> <p>第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。</p>	<p>(協議会)</p> <p>第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。</p>